

宮代町立小・中学校における

働き方改革基本方針

令和5年4月1日～令和7年3月31日

令和5年4月改定

宮代町教育委員会

# 目 次

宮代町立小・中学校における働き方改革基本方針の概要	1
基本的な考え方	2
1 目的	2
2 現状	2
3 課題	3
4 目標	3
5 目標達成に向けた四つの視点	4
6 取組の評価及び検証	5
四つの視点における宮代町の主な取組	6
1 教職員の負担軽減のための条件整備	6
2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減	6
3 教職員の健康を意識した働き方の推進	7
4 保護者や地域の理解と連携の促進	8

# 宮代町立小・中学校における働き方改革基本方針の概要

## 1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

## 2 現状

① 1か月の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合

(土日の部活動指導等含む)

(令和3年3月) 【小学校】 72.2% 【中学校】 38.0%

(令和5年3月) 【小学校】 47.9% 【中学校】 27.0%

② 1か月の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合

(土日の部活動指導等含む)

(令和3年3月) 【小学校】 21.1% 【中学校】 4.9%

(令和5年3月) 【小学校】 0.0% 【中学校】 0.0%

## 3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

## 4 目標

時間外在校等時間の上限

「①月45時間以内②年360時間以内」(令和6年度末までに100%)

## 5 達成目標に向けた四つの視点

- (1) 【重点】教職員の負担軽減のための条件整備
- (2) 【重点】教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

## 6 取組の評価及び検証

- ① ICカードによる教職員の在校等時間の客観的な把握をし、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行う。
- ② 必要に応じ、宮代町立小・中学校負担軽減検討委員会で取組状況について評価し、改善を提言する。

# 基本的な考え方

## 1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

埼玉県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかになりました。学校をめぐる環境が複雑化、多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けています。そのような中、宮代町では令和5年度の目標として県から指導があった「令和4年度末、時間外在校等時間が80時間を超える職員をなくす」という目標を達成することができました。これは、教職員の皆様の、御理解及び工夫、努力によるものであると日頃のお取組に感謝申し上げます。

県教育委員会からは、令和6年3月までに「時間外在校等時間の上限「月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を100%に」という新たな目標が示されました。そのため今後、益々教職員の多忙化解消・負担軽減を進めることが必要になります。これは、教員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念し、学校教育の質の維持向上を図るための取組です。

このため、宮代町教育委員会では、「宮代町立小・中学校における働き方改革基本方針」を改定し、教職員の意識改革、業務改善を更に進めます。県では、新たに、「『日本一働きやすい』『埼玉の先生になりたい』と言われる埼玉県を目指して～『効率的で効果的な教育』『多様なワークライフスタイル』『未来の自分への投資時間の確保』の実現～」を掲げ取り組みます。宮代町では、その方針のもと、「憧れを未来につなぎ生きる力をはぐくむ宮代教育」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図っていきます。

## 2 現状

- ① 1か月（令和5年3月）の時間外在校等時間が45時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）  
【小学校】 47.9% 【中学校】 27.0%
- ② 1か月（令和3年3月）の時間外在校等時間が80時間を超える教員の割合（土日の部活動指導等含む）  
【小学校】 0.0% 【中学校】 0.0%

### 【県及び町の傾向】

- 時間外在校等時間 月45時間超、年360時間超の教員数の割合が高い。
- 勤務時間外に、「授業準備」、「部活動等（中学校・高校）」の時間がある。
- 勤務時間内に、子供と直接関わらない「その他事務（書類作成・調査回答等）」等が一定時間存在する。なお、勤務時間内に一定時間存在している「会議・打合せ」については、子供と関わる内容も含まれる。
- 週当たりに担当する授業時数が多い。
- 週休日に、「部活動等（中学校）」をはじめとした従事時間がある。
- 多くの教職員が四つの視点のうち、「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えている。

小学校においては、基本的には学級担任制であり、一人の教師が担当する授業時数が多い傾向にあります。児童在校中は授業だけでなく、登下校など安全面の指導や給食指導等行っていることから校務分掌業務や授業準備を行う時間の確保が難しい状況にあります。

中学校においては、生徒一人一人に細やかな生徒指導や進路指導に関わる業務が多くなり、それに加え補習指導や部活動に関わる時間が長いことから、会議や授業準備の時間の確保が難しい状況にあります。

## 3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

教員の在校時間の長時間傾向が明らかとなり、また、限られた時間の中で、学習指導要領への円滑な対応やGIGAスクールの実施、学校ICTを活用した教育活動を推進するため、「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が課題となっています。

## 4 目標

### ○上限時間

- ① 1か月の時間外在校等時間、45時間以内
  - ② 1年間の時間外在校等時間、360時間以内
- の教員数の割合を令和6年度末までに100%に

<在校等時間>

$$\boxed{\text{在校等時間}} = \boxed{\text{① 在校している時間}} + \boxed{\begin{array}{l} \text{② 校外において職務として} \\ \text{行う研修や児童生徒等} \\ \text{の引率等の職務に従事し} \\ \text{ている時間} \\ \text{③ 各地方公共団体が定め} \\ \text{るテレワークの時間} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{④ 勤務時間外における自} \\ \text{己研鑽及びその他業務外} \\ \text{の時間} \\ \text{(※自己申告による)} \\ \text{⑤ 休憩時間} \end{array}}$$

<時間外在校等時間>

$$\boxed{\text{時間外在校等時間}} = \boxed{\text{在校等時間}} - \boxed{\text{所定の勤務時間}}$$

- ①… 学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間
- ②… 職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。  
職務として行う児童生徒等の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、所定の勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、児童生徒等の家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。
- ③… 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱」に規定する「自宅勤務」の時間を指している。
- ④… 自己研鑽の時間とは、上司からの指示や児童生徒・保護者等からの直接的な要請等によるものではなく、日々の業務とは直接的に関連しない、業務外と整理すべきと考えられる自己研鑽の時間を指している。  
その他業務外の時間とは、所定の勤務時間の前後における時間のうち、業務とはみなされない活動を行った時間のことを指している。

(参考)

行政職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用される。

(その他)

※ 自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、在校等時間には含まれない。

※ 週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については在校等時間に含まれる。

「3課題」を解決するために、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（文部科学省）」、「学校における働き方改革基本方針（埼玉県教育委員会）」を踏まえ本町における目標を策定しました。

## 5 目標達成に向けた四つの視点

- (1) 【重点】教職員の負担軽減のための条件整備
- (2) 【重点】教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- (3) 教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4) 保護者や地域の理解と連携の促進

教職員は、学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なままに行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

目標達成のためには、教職員数等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ子供に直接関わる教育活動に優先順位をつけて業務を削減することや、教職員の健康管理を意識した働き方や保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、①「教職員の負担軽減のための条件整備」②「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」③「教職員の健康を意識した働き方の推進」④「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としました。この視点を組み合わせ、総合的な対策を講じていくこととします。

また、「現状」にもあるとおり、多くの教職員が特に「教職員の負担軽減のための条件整備」及び「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」の充実を必要と考えていることから、その二つを本「基本方針」では重点として取り組むこととしています。

## 6 取組の評価及び検証

- (1) ICカードにより教職員の在校等時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の業務の見直しや健康管理を行います。
- (2) 必要に応じ、宮代町立小・中学校負担軽減検討委員会で取組状況について評価・検証し、改善を提言します。

## 四つの視点における宮代町の主な取組

### 1 教職員の負担軽減のための条件整備

#### (1) 専門スタッフの活用促進

- ①教育環境の充実を図るため、非常勤講師等の効果的に配置を推進し、チーム・ティーチング等による学習指導を行い、児童生徒の基礎学力の定着や学力向上に活用します。（町教委）
- ②特別な支援を必要とする児童のために、特別支援教育サポーターの配置を推進します。（町教委）
- ③英語専科指導加配、小学校専科加配を含め、教職員数の増員について要望します。（町教委）
- ④多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し支援に努めます。（町教委・学校）
- ⑤専門性を有する地域人材の招聘による活用にも努めます。（町教委・学校）
- ⑥加配教員の積極的配置について県教育委員会へ要望します。（町教委）

#### (2) 業務の効率化の推進

- ①教師用デジタル教科書を積極的に導入するよう努めます。（町教委）
- ②授業支援ソフト「Win Bird」を導入することで、授業内での教師の指導への支援を行います。（町教委）
- ③校務支援システム「C4th」のバージョンアップにより、多様な校務への対応を可能にすることで、教職員の事務作業の軽減を図れるよう努めます。（町教委）

### 2 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

#### (1) 教育委員会が主催する研修及び会議の見直し

- ①町主催の研修に関して、県主催の研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫について検討します。（町教委）
- ②校長会議等において会議の効率化や会議の回数について検討します。（町教委）

#### (2) 学校への調査等の削減

- ①学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等の活用を検討し、削減に努めます。（町教委）
- ②学校に対し、町教育委員会の学校訪問について、過度な対応は必要ない旨を働きかけます。また、訪問の際の資料等の簡略化等について検討します。



(町教委)

- (3) 関係団体等が主催する大会への参加、コンクール等への出品の削減の要請
  - ①関係団体等が主催する行事等の依頼・協力を精選し、教職員の負担軽減推進への理解を図ります。(町教委)
  - ②各団体からの児童生徒への出品依頼については精査し、教員の負担軽減を図ります。(学校)
- (4) デジタルツールの活用推進による業務削減・業務改善
  - ①町教委、学校間の各種事務手続きの電子化を推進します。(町教委・学校)
- (5) 埼玉県業務改善スタンダードの周知・活用と各学校における取組の推進
  - ①各学校の管理職に対し「埼玉県業務改善スタンダード」を広く周知するとともに各学校の実情に応じて活用するよう働き掛けます。(町教委)
  - ②各学校で行われる業前活動(部活動の朝練習を含む)について始業前には原則行わないこととします。(学校)
  - ③「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」に係る地域クラブ活動の整備・充実に向けて、県や近隣の市町の動向を踏まえながら研究を進めます。(町教委)
  - ④各校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を設定し、教員の負担軽減を図ります。(学校)

### 3 教職員の健康を意識した働き方の推進

#### (1) 教職員の健康管理

- ①「宮代町立小・中学校教職員の働き方改革に係る取組について(通知)」により、職員の出退勤時刻を設定します。(町教委)
- ②勤怠管理システムを運用し、ICカード等により客観的に教職員の在校時間を把握します。(町教委)
- ③教職員がメンタルヘルス不調となることを未然に防止することを目的にストレスチェックにより、検査結果を個人にフィードバックし、希望があった場合には事後指導を行う体制を整えます。(町教委)
- ④勤務が長時間となっている教職員と面談を実施し、時間外在校時間が80時間を超える教職員には、学校医による面接を勧めるよう、管理職を指導します。(町教委・学校)
- ⑤県主催の研修会への参加を奨励し、業務改善推進コーディネーターの育成を図ります。(町教委)
- ⑥県からの先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行います。(町教委)

#### (2) メンタルヘルスのための職場改善

- ①労働安全衛生管理体制の整備を推進します。(町教委)

- ②各種ハラスメントの防止や相談しやすい職場環境の整備に努めます。（学校）
- (3) 週休日の振替や休暇等を適切に取得できる職場環境の整備
  - ①必要に応じ、宮代町立小・中学校働き方改革検討委員会を実施します。（町教委・学校）
  - ②週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会議等で確実に指示します。（町教委）
  - ③年次休暇や特別休暇の取得促進に努めます。（学校）
  - ④教職員に対して「休暇等の案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度の一層の理解を深めます。（町教委・学校）
  - ⑤産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について学校と連携し、早期に把握することで、適切な後補充の配置について努めます。（町教委・学校）

#### 4 保護者や地域の理解と連携の促進

- (1) 教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進
  - ①各学校での電話対応時間など「学校における働き方改革」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。（町教委・学校）
  - ②学校運営協議会制度を活かし、地域住民の学校教育への参画意識を高めます。（学校）
- (2) 「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進
  - ①「ふれあいデー」や夏季休業中に学校閉庁日を実施する際には、保護者に趣旨を確実に周知します。（町教委・学校）
- (3) 「宮代町部活動方針」に関する保護者の理解の促進
  - ①町方針を踏まえ、各学校で定めた「学校の部活動に係る活動方針」については、生徒及び保護者へ丁寧に説明を行います。（学校）